

議案第11号

大口町子ども医療費支給条例の一部改正について

大口町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和3年3月2日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、高校生等の入院に係る医療費の自己負担分を支給対象に加えることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例

大口町子ども医療費支給条例（昭和48年大口町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「15歳」を「18歳」に改め、同条第4項中「未就学児以外の者」を「6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改め、同条に次の3項を加える。

5 この条例において「高校生等」とは、「子ども」のうち15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

6 第4項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は就学児としない。

(1) 大口町障害者医療費支給条例（昭和48年大口町条例第21号）による受給資格者

(2) 大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）による受給資格者

7 第5項の規定にかかわらず、大口町精神障害者医療費支給条例（平成19年大口町条例第32号）による受給資格者は高校生等としない。

第3条第1項中「保護者」の次に「（高校生等で保護者のない者にあつては、当該高校生等。）」を加え、同条第2項第2号中「（昭和48年大口町条例第21号）」を削り、同項第3号中「（昭和53年大口町条例第18号）」を削り、同項第4号を第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 大口町精神障害者医療費支給条例による精神障害者医療費の支給を受けることができる者

第4条第1項中「子どもの疾病」を「子ども（高校生等を除く。）の疾病」に、「行なわれた場合」を「行われた場合」に、「行なわれる場合」を「行われる場合」に改め、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 町長は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院に係る療養の給付に限る。以下この項において同じ。）が行われた場合（付加給付にあっては、当該給付が行われる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。

第5条中「受給資格者」の次に「（前条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者に限る。）」を加える。

第7条第1項中「子どもに係る医療を受けた場合」を「子ども（高校生等を除く。）に係る医療を受けた場合」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第4条第2項の規定による医療費の支給は、当該医療費を受給資格者に支払うことにより行う。

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の大口町子ども医療費支給条例の規定は、令和3年4月1日以後に行われた医療に関する給付について適用し、同日前に行われた医療に関する給付については、なお従前の例による。

大口町子ども医療費支給条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、次の各号に掲げる要件を備えた者をいう。</p> <p>(1) 大口町（以下「本町」という。）の区域内に住所を有する者であること。</p> <p>(2) 出生の日から、<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するものをいう。</p> <p>3 この条例において「未就学児」とは、「子ども」のうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>4 この条例において「就学児」とは、「子ども」のうち<u>6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u>をいう。</p> <p>5 <u>この条例において「高校生等」とは、「子ども」のうち15歳に達する日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u></p> <p>6 <u>第4項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は就学児としない。</u></p> <p>(1) <u>大口町障害者医療費支給条例（昭和48年大口町条例第21号）による受給資格者</u></p> <p>(2) <u>大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（昭和53年大口町条例第18号）による受給資格者</u></p> <p>7 <u>第5項の規定にかかわらず、大口町障害者医療費支給条例（平成19年大口町条例第32号）による受給資格者は高校生等としない。</u></p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例により子どもの医療費の支給</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、次の各号に掲げる要件を備えた者をいう。</p> <p>(1) 大口町（以下「本町」という。）の区域内に住所を有する者であること。</p> <p>(2) 出生の日から、<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であること。</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、現に子どもを監護するものをいう。</p> <p>3 この条例において「未就学児」とは、「子ども」のうち6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</p> <p>4 この条例において「就学児」とは、「子ども」のうち<u>未就学児以外の者</u>をいう。</p> <p>(受給資格者)</p> <p>第3条 この条例により子どもの医療費の支給</p>

新	旧
<p>を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、国民健康保険法による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どもの保護者（<u>高校生等で保護者のない者にあつては、当該高校生等。</u>）であるものとする。</p>	<p>を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、国民健康保険法による被保険者又は規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者である子どもの保護者であるものとする。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は受給資格者としてしない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者</p> <p>(2) 大口町障害者医療費支給条例による障害者医療費の支給を受けることができる者</p> <p>(3) 大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例による母子・父子家庭医療費の支給を受けることができる者</p> <p>(4) <u>大口町精神障害者医療費支給条例による精神障害者医療費の支給を受けることができる者</u></p> <p>(5) 法令の規定により、この条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者（支給の範囲）</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の保護者は受給資格者としてしない。</p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者</p> <p>(2) 大口町障害者医療費支給条例（<u>昭和48年大口町条例第21号</u>）による障害者医療費の支給を受けることができる者</p> <p>(3) 大口町母子・父子家庭医療費の支給に関する条例（<u>昭和53年大口町条例第18号</u>）による母子・父子家庭医療費の支給を受けることができる者</p> <p>(4) 法令の規定により、この条例と同等な医療に関する給付を受けることができる者（支給の範囲）</p>
<p>第4条 町長は、<u>子ども（高校生等を除く。）の疾病又は負傷</u>について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が<u>行われた場合</u>（付加給付にあつては、当該給付が<u>行われる場合</u>を含む。）において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が<u>行われた場合</u>における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を子ども医療費（以下「医療費」という。）として支給する。</p>	<p>第4条 町長は、<u>子どもの疾病又は負傷</u>について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が<u>行なわれた場合</u>（付加給付にあつては、当該給付が<u>行なわれる場合</u>を含む。）において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が<u>行なわれた場合</u>における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を子ども医療費（以下「医療費」という。）として支給する。</p>

新	旧
<p>2 町長は、<u>高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定による医療に関する給付（入院に係る療養の給付に限る。以下この項において同じ。）が行われた場合（付加給付にあっては、当該給付が行われる場合を含む。）において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、その満たない額に相当する額を医療費として支給する。</u></p>	
<p>3 前2項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額（法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>（子ども医療費受給者証）</p>	<p>2 前項の医療に要する費用の額は、診療報酬の算定方法の例により算定した額（法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>（子ども医療費受給者証）</p>
<p>第5条 町長は、<u>受給資格者（前条第1項に規定する医療費の支給を受けようとする者に限る。）</u>から申請があった場合には、規則で定めるところにより、子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を交付するものとする。</p> <p>（支給の方法）</p>	<p>第5条 町長は、<u>受給資格者から申請があった場合には、規則で定めるところにより、子ども医療費受給者証（以下「受給者証」という。）</u>を交付するものとする。</p> <p>（支給の方法）</p>
<p>第7条 町長は、<u>受給者が医療機関等で子ども（高校生等を除く。）に係る医療を受けた場合には、医療費として当該子どもに係る医療を受けた受給者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。</u></p>	<p>第7条 町長は、<u>受給者が医療機関等で子どもに係る医療を受けた場合には、医療費として当該子どもに係る医療を受けた受給者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療に関し当該医療機関等に支払うべき費用を、その者に代わり、当該医療機関等に支払うことができる。</u></p>
<p>2 前項の規定により支払があったときは、受給者に対し、医療費の支給があったものとみなす。</p>	<p>2 前項の規定により支払があったときは、受給者に対し、医療費の支給があったものとみなす。</p>

新	旧
3 <u>第4条第2項の規定による医療費の支給は、当該医療費を受給資格者に支払うことにより行う。</u>	

改正要旨

1 改正の趣旨

「子ども医療費助成制度」は、子どもが必要な医療を安心して受けられるよう、医療保険の自己負担相当額を公費で負担する制度です。

現在、本制度では、出生から未就学児（6歳到達の年度末）までの通院に係る医療費及び出生から中学生（15歳到達の年度末）までの入院に係る医療費は愛知県及び大口町が、小学生（6歳到達の年度末の翌日）から中学生（15歳到達の年度末）までの通院に係る医療費は大口町が、それぞれ助成しています。

本制度における大口町の助成対象に、高校生等（15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末まで）の入院に係る医療費を加えます。

(通院に係る助成)

0歳	6歳到達 年度末	15歳到達 年度末
愛知県・大口町		大口町

(入院に係る助成)

0歳	15歳到達 年度末	18歳到達 年度末
愛知県・大口町		大口町

2 改正の概要

(1) 助成対象者

助成対象は、大口町内に在住で、高校生等（15歳到達の年度末の翌日から

18歳到達年度末まで)の方です。配偶者のある方や就労されている方も含みます。

(2) 助成内容

令和3年4月診療分からの入院に係る医療費（保険適用分）の自己負担分を助成します。ただし、個室使用料、食事代等、保険適用外の費用は、助成対象ではありません。

入院に係る医療費（保険適用分）		
健康保険組合等負担分（7割）	自己負担分（3割）	
	高額療養費 ・付加給付	子ども医療費 助成対象

(3) 助成方法

「受給者証」は発行しません。入院費用を医療機関にお支払いいただいた後、役場戸籍保険課で申請手続きをすることにより、医療費（保険適用分）の自己負担分を助成します。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。